

「水環境学会誌」原著論文編投稿要領

1. 著作権および倫理規程

著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む)は、公益社団法人日本水環境学会機関誌著作権規程に従い、公益社団法人日本水環境学会(以下、本会という)に帰属する。投稿者は、掲載決定後に所定様式の著作権譲渡書を提出しなければならない。また、論文に関する不正行為の防止等については、(公社)日本水環境学会機関誌倫理規程に従う。

2. 投稿者の資格

本誌への投稿者は、本会会員(団体正会員に所属する者を含む)に限る。ただし、共同執筆者には会員以外の者を含むことができる。なお、編集委員会が認めた場合には会員以外からの特別寄稿を受け付けることがある。

3. 原稿の種類

(1) 投稿原稿は水環境関連分野の研究論文、ノート、技術論文、調査論文、総説、討議で査読付き論文として未発表^{注)}のものとし、その内容は次のとおりとする。ただし、編集委員会が特に必要と認めた場合には、この限りではない。

注) 査読の無い年会やシンポジウム講演集、報告書等へ発表した著作物を元に構成された原稿については、著作権譲渡を前提として、投稿することができる。

- ① 研究論文：独創的な内容で、水環境に関する有意義な新事実や価値ある新技術とそれらの論考をまとめた論文を対象とする。
- ② ノート：断片的あるいは萌芽的な研究ではあるが、水環境に関する有意義な新事実や価値ある新技術を含むものを対象とする。
- ③ 技術論文：水環境の改善に資する実務上の価値の高いデータ、あるいは技術的に有用な情報を含み、実用性を重んじた論文を対象とする。
- ④ 調査論文：水環境の現状把握やその改善に有用な価値ある情報・データを含み、調査結果自体の有用性を重んじた論文を対象とする。
- ⑤ 総説：水環境に関する専門分野の既存の研究成果・現況・今日の問題点・将来の展望を文献などにより総括し、解説したものを対象とする。
- ⑥ 討議：水環境学会誌に掲載された論文に関連した意見、質問、および質問への回答。

(2) 各原稿区分のページ数(1ページ2800字相当)の目安は下表のとおりとする。

種類	研究論文	ノート	技術論文	調査論文	総説	討議
ページ数	6ページ以内	4ページ以内	6ページ以内	6ページ以内	6ページ以内	1ページ以内

なお、大幅にページ数が超過する場合は編集委員会へ相談すること。なお、補足資料(サブリンフォメーション)として掲載する図表等については、上記のページ数には含めない。

4. 投稿原稿の書き方

(1) 原稿は、著者において予め十分に推敲されたものであること。図(写真を含む)は白黒に限定されないが、別刷は白黒印刷が標準で、カラー印刷は追加費用が必要となる(著者の全額負担)。

(2) 投稿原稿は、『「水環境学会誌」原著論文編執筆要領』に従って作成すること。『「水環境学会誌」原著

論文編執筆要領』は、本会ホームページからダウンロードできる。

(3) 図、表、写真、地図、文章等の転載については、出典を明記すること（注：表示方法が著作権者により指定されている場合がある）。また、引用の範囲を超える場合や著作権者が求める場合（例：一部の電子地図等）、投稿者が事前に著作権者に文書による許諾を得て、その旨表示すること。

5. 投稿方法

(1) 原稿の投稿は、電子投稿（WEB 投稿）に限る。投稿の際には、本会ホームページから WEB 上の投稿専用画面を開き、画面上に記された指示に従って投稿手続きを行うこと。

電子投稿の手順は下記のとおりである。

- ①ユーザーアカウントの作成およびログイン
- ②論文種別の選択および論文題名と和文要旨の入力（Step 1）
- ③希望審査分野の選択（Step 2）
- ④共著者情報の入力（Step 3）
- ⑤希望査読者の入力（Step 4, 省略可）
- ⑥カバーレター（原稿送付票）のアップロードおよび設問への回答（Step 5）
- ⑦投稿原稿、補足資料（必要に応じて）のアップロードおよび自動変換されたそれぞれの PDF 原稿の確認（Step 6）
- ⑧入力情報の確認・修正（Step 7）
- ⑨論文 ID の発行および投稿確認メールの受信

(2) 電子投稿の際に必要なファイルは、下記のとおりである。

- ①投稿原稿：体裁については、『「水環境学会誌」原著論文編執筆要領』を参照すること。
- ②カバーレター（原稿送付票）：本会ホームページからダウンロードした専用書式の XLS ファイルに限る。

(3) 投稿原稿は、編集委員会が投稿を確認できた日をもって、受付日とする。

6. 原稿の査読

(1) 投稿原稿の査読は、電子投稿・査読システムを通じて行う。

(2) 編集委員会は、受け付けた原稿の査読を編集委員を含む複数の専門家に依頼する。原稿の内容に関して問題があると判断された場合、編集委員会はその旨を著者に伝え、修正を求める。

(3) 修正依頼日から 3 ヶ月以内に回答ならびに修正原稿の提出がなされなかった場合には、原稿を取り下げたものとみなす。

(4) 編集委員会は、査読結果に基づき掲載の可否を決定する。

7. 原稿の受理

編集委員会が掲載可と判断した日をもって、その原稿の受理日とする。なお、原稿は原則として受理順に掲載されるが、編集の都合上、前後することがある。

8. 掲載用原稿の提出

編集委員会より受理通知を受け取った後、投稿原稿に紙面作成上の問題があった場合には、指示されたファイル形式の掲載用原稿の提出を求められることがある。なお、提出原稿は受理された原稿と同一であること。

9. 校正

著者校正は、原則として初校に対して 1 回限り行う。この際、組み付け上の誤り以外の修正、加筆、

削除等は認めない。また、補足資料については、内容、体裁ともに著者が責任を負うものとし、編集委員会ならびに印刷会社は校正および編集を加えない。したがって、電子投稿システムにアップロードされたものがそのまま掲載される。掲載後の訂正については、事務局へ問い合わせること。

10. 別刷など

別刷は、最低 50 部(有料)を購入しなければならない。50 部以上を希望する場合は 50 部単位で所定の申込書により申し込む。申込書は、本会ホームページからダウンロードする。なお、別刷料金は別途定める。また、補足資料はオンライン掲載のみとし、別刷は提供しない。

受理後に掲載を取り下げる場合は、投稿者が編集費用を負担しなければならない。

11. 編集委員会事務局

〒135-0006 東京都江東区常盤 2-9-7

グリーンプラザ深川常盤 201 号

公益社団法人 日本水環境学会「水環境学会誌」原著論文編集部会

Tel. 03-3632-5351 Fax. 03-3632-5352

E-mail: sadoku@jswe.or.jp

(平成 20 年 5 月 20 日制定)

(平成 21 年 7 月 24 日改正)

(平成 23 年 2 月 24 日改正)

(平成 23 年 10 月 1 日改正)

(平成 24 年 2 月 23 日改正)

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

(平成 26 年 7 月 28 日改正)

(平成 27 年 1 月 1 日改正)

(平成 28 年 4 月 25 日改正)

(平成 29 年 3 月 16 日改正)

(平成 29 年 5 月 15 日改正)

(平成 30 年 5 月 8 日改正)